

第14号様式
(その1)

収 支 報 告 書

令和 4 年分

(年 月 日開催分)

(ふ り が な) みちしただいきれんごうこうえんかい

1 政治団体の名称

道下大樹連合後援会

2 主たる事務所の所在地

札幌市中央区南3条西12丁目 北海道教育会館内

3 代表者の氏名

西本 美嗣

4 会計責任者の氏名

丹羽 敏夫

5 事務担当者の氏名

佐藤 まゆみ

(電 話)

011-233-2331

政治団体の区分

- | | |
|--------------------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> 政 党 | <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2 |
| <input type="checkbox"/> 政 党 の 支 部 | 第1項の規定による政治団体 |
| <input type="checkbox"/> 政 治 資 金 団 体 | <input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体 |
| | <input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部 |

活動区域の区分

- | | |
|---------------------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等 | <input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内 |
|---------------------------------------|---|

資金管理団体の指定の有無

- 有
- 無
- 公職の種類 _____
- 資金管理団体の届出をした者の氏名 _____

国会議員関係政治団体の区分

- 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
- 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
- 公職の候補者の氏名 道下 大樹
- 公職の種類 衆議院議員(現職)

資金管理団体の指定の期間

年 月 日から

年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

年 月 日から

年 月 日まで



(受 付 印)

整理番号

受付	審査	システム	照合	公表
済	済	済	① ②	済

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	4,851,128
(前年からの繰越額)	2,074,127
(本年の収入額)	2,777,001
支 出 総 額	3,627,771
翌年への繰越額	1,223,357

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	1,089,000
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	305人

(2) 寄 附		
ア 寄附 (イを除く。) の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	688,000	
(うち特定寄附)		
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	1,000,000	
小計 (ア) + (イ) + (ウ)	1,688,000	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)		
イ 政党匿名寄附		
合計 (ア + イ)	1,688,000	

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個人からの寄附		
寄附者の氏名 (又は名称)	金額	年月日	住所 (又は所在地)	職業	備考	
丹羽 敏夫	10,000	4.1.26	札幌市西区八軒6条東4丁目3-15	無職		
藤田 高虎	3,000	4.2.14	札幌市西区平和2条6丁目5-2	無職		
"	3,000	4.8.31	"	"		
合計	6,000					
横路 民雄	10,000	4.2.15	札幌市中央区宮の森2条2丁目3-16	弁護士		
"	10,000	4.8.31	"	"		
合計	20,000					
上田 文雄	30,000	4.2.28	札幌市西区西野8条2丁目14-3	弁護士		
"	30,000	4.9.1	"	"		
合計	60,000					
酒井 和子	33,000	4.2.28	札幌市西区八軒6条西7丁目2-16	会社役員		
開沼 清夫	10,000	4.3.1	札幌市西区西町北1丁目5-6	無職		
戸部 謙一	3,000	4.4.21	札幌市中央区宮の森4条13丁目2-16	会社役員		
川村 功	50,000	4.5.16	札幌市西区八軒6条西7丁目2-27	無職		
この頁の小計	192,000					
その他の寄附	496,000					
合計	688,000					

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	政治団体からの寄附	
寄附者の氏名 (又は名称)	金 額	年 月 日	住 所 (又は所在地)	代表者の氏名	備考
地域総合政策研究会	1,000,000	4.8.30	札幌市中央区大通西5丁目 昭和ビル内	道下 大樹	
この頁の小計	1,000,000				
その他の寄附	0				
合 計	1,000,000				

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表		
項目	金額	備考
1 経常経費		
(1) 人件費	2,520,817	
(2) 光熱水費	0	
(3) 備品・消耗品費	148,702	
(4) 事務所費	958,252	
小計	3,627,771	
2 政治活動費		
(1) 組織活動費	0	
(2) 選挙関係費	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	ア～エの計
ア 機関紙誌の発行事業費	0	
イ 宣伝事業費	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	
エ その他の事業費	0	
(4) 調査研究費	0	
(5) 寄附・交付金	0	
(6) その他の経費	0	
小計	0	
合計	3,627,771	

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		備品・消耗品費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
払込取扱用紙印刷代	65,120	4.2.9	(株)中央広版社	札幌市中央区北6条西28丁目	
複合機代	49,500	4.6.20	(株)ティ・エス・エス	札幌市北区北34条西5丁目2-15 ニュートーアビル3F	
トナー代	30,800	4.9.13	〃	〃	
この頁の小計	145,420				
その他の支出	3,282				
合計	148,702				

(その14)

(2) 経常経費 (人件費を除く。) の内訳		項目別区分		事務所費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
事務所の借料損料	45,000	4.1.26	一般財団法人北海道教育会館	札幌市中央区南3条西12丁目	
監査料	88,000	4.2.4	公認会計士・税理士 江本久美	札幌市西区琴似1条3丁目3-12 しなねん琴似ビル3階	
切手代	16,800	4.2.21	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
事務所の借料損料	45,000	4.2.24	一般財団法人北海道教育会館	前掲	
〃	45,000	4.3.24	〃	〃	
〃	45,000	4.4.25	〃	〃	
切手代	25,200	4.5.6	日本郵便(株)	〃	
事務所の借料損料	45,000	4.5.24	一般財団法人北海道教育会館	〃	
〃	45,000	4.6.28	〃	〃	
〃	45,000	4.7.27	〃	〃	
社会保険書類等作成料	22,000	4.8.5	MORI行政書士・社会保険労務士事務所	札幌市中央区南24条西12丁目5番24号	
事務所の借料損料	45,000	4.8.24	一般財団法人北海道教育会館	前掲	
切手代	42,000	4.8.25	日本郵便(株)	〃	
年末調整・法定調書作成料	15,000	4.9.21	杉浦千秀税理士事務所	札幌市白石区菊水元町3条1丁目5番5号 元町アパートメント201号室	
事務所の借料損料	45,000	4.9.26	一般財団法人北海道教育会館	〃	
この頁の小計	614,000				
その他の支出					
合計					

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		事務所費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
切手代	25,200	4. 10. 24	日本郵便(株)	前 掲	
事務所の借料損料	45,000	4. 10. 25	一般財団法人北海道教育会館	”	
”	45,000	4. 11. 24	”	”	
”	45,000	4. 12. 26	”	”	
”					
この頁の小計	160,200				
その他の支出	184,052				
合 計	958,252				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用料に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

※ 該当する項目に「」を付すこと。

(その20)

宣 誓 書

添 付 書 類 (別 添 の と お り)

- ① 領収書等の写し
- ② 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであつて、真実に相違ありません。

令和 5 年 3 月 8 日

政 治 団 体 の 名 称

道下大樹連合後援会

※ 代 表 者 の 氏 名

会 計 責 任 者 の 氏 名

丹羽 敏夫



※ 「代表者の氏名 ㊟」は、解散に伴う収支報告書以外は記載しないこと。

政治資金監査報告書

令和5年2月3日

道下大樹連合後援会
代表 西本美嗣 殿

登録政治資金監査人
登録番号
研修修了年月日

江本久美
第1813号

平成21年6月8日



1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、道下大樹連合後援会の令和4年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書にかかる支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、道下大樹連合後援会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

道下大樹連合後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

以上